

須坂市農業委員会 令和3年11月総会 議事録

- 1 招集 令和3年11月30日(火) 午後3時00分
- 2 開会 令和3年11月30日(火) 午後3時00分
- 3 閉会 令和3年11月30日(火) 午後3時30分
- 4 場所 須坂市役所議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山 輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田 学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原 等
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	18番	中村 嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井 清一
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前 清孝
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治	〃	21番	大澤 敏志

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
(→農業委員会許可)

議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について (利用権設定→市の公告)

議案第29号 農地法施行規則第17条第2項の規定による下限面積 (別段面積) の適用の可否について
(→農業委員会可否決定)

報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

10 会議の概要

- 事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 11 月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、春原委員さんが遅参とのことですが、農業委員総数 14 人中、過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。
- 議長 どうもご苦労様です。11 月も月末となりまして、だんだん寒さも厳しくなってきますが、健康には十分ご自愛いただきたいと思えます。
そんな中、11 月総会にご出席いただきましてありがとうございます。議事がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。
11 月提出分の 5 議案につきまして、慎重審議をよろしくをお願いいたします。
それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、10 番小林昇委員、11 番山岸幸子委員をご指名申し上げます。
- 議長 それでは、議案第 25 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 1 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようですので、地区担当の推進委員さんで補足説明がございませうか。
ないようですので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませうか。
ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませうか。
- 議長 ないようですので、採決を行います。議案第 25 号の 1 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
- 議長 挙手全員であります。よって、議案第 25 号の 1 件については許可と決定しました。
- 議長 次に、議案第 26 号の「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
- 議長 農業委員さんで質疑意見はございませうか。
- 5 番 細かいところですが、議案書の無許可で建てられていたことが判明したという書き方ですが、責任の所在がはっきりしないので、はっきりとさせた方が良いと思います。
- 事務局 申請者の父親が建設したということで申請者自身は知らなかったとのことですが、
なお、今回、申請者から始末書を提出いただいております。
- 議長 ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませうか。
- 議長 ないようですので、採決を行います。議案第 26 号の 1 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
- 議長 挙手全員であります。よって議案第 26 号の 1 件については意見可と決定しました。
- 議長 次に、議案第 27 号の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決

定について」申請件数2件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いいたします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでありますので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、採決を行います。議案第27号の2件について、意見可と決定
するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員であります。よって議案第27号の2件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定について」申請件数26件を議題といたします。

最初に、No.1からNo.9の9件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いいたします。

議長

ほかにないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで
質疑意見はございませんか。

8番

1番の申請者ですが、かなりのご高齢で新規就農とのことですが、大丈夫なのか
ということと、今年度の利用状況調査で2分類の判定をした農地で復旧に苦勞する
かと思いますがどうですか。

説明員

申請人の息子さんが退職して一緒にやるとのことです。荒廃化は承知されていま
して農地に復旧させていくとのことです。

議長

ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第28号のNo.1からNo.9の9件について、決定とするに賛成の農業委員さんは
挙手願います。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員であります。よって議案第28号のNo.1からNo.9の9件については、決定
とすることに決定しました。

議長

次に、議案第28号のNo.10からNo.22までの13件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありますらお願いいたします。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意
見はございませんか。

議長

ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第28号のNo.10からNo.22までの13件について、決定とするに賛成の農業委員
さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員であります。よって議案第28号のNo.10からNo.22までの13件については、
決定とすることに決定しました。

議長

次に、議案第28号のNo.23からNo.26までの4件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 28 号のNo.23 からNo.26 までの 4 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 28 号のNo.23 からNo.26 までの 4 件については、決定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第 29 号の農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による下限面積の適用の可否について、申請件数 1 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 29 号の農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による下限面積の適用の可否について、適用可とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 29 号の農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による下限面積の適用の可否については、適用可とすることに決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 15 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はありますか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、11 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。